

# 全 員 協 議 会

日 時 令和2年12月11日（金）  
午前9時30分  
場 所 議場

## 付議事項

- 1 議運決定事項について
- 2 その他

## 第50、51、52回議運決定事項

令和2年11月26日（木）

令和2年12月 7日（月）

令和2年12月 9日（水）

### 1 令和2年第4回（12月）定例会に関する事項について

#### (1) 追加議案について

執行部から、新型コロナウイルス感染症対策関連対策及び早急な事業を実施すべく、議案1件を追加したい旨の依頼があり、議事日程に反映することとした。

- ・議案第138号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第16回）について（一般会計予算決算常任委員会に付託）

#### (2) 議事日程変更案について

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
12	10	木	午前10時	委員会	・ <u>民生福祉常任委員会</u> （請願審査）
12	11	金	午前10時	委員会	・ <u>一般会計予算決算常任委員会</u> （議案第104号審査）
			午後1時	本会議	・ <u>議案1件（議案第138号）を上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託</u>
			本会議終了後	委員会	・ <u>一般会計予算決算常任委員会</u> <u>産業建設分科会</u> （議案第138号）
			委員会終了後	委員会	・ <u>一般会計予算決算常任委員会</u> <u>新型コロナウイルス感染症対策分科会</u> （議案第138号）
12	12	土		休 会	
12	13	日		休 会	
12	14	月		休 会	・ 議事整理日
12	15	火	午前10時	<u>委員会</u>	・ <u>一般会計予算決算常任委員会</u> （議案第138号審査）
			<u>午後1時</u>	<u>本会議</u>	・ 付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 ・ 閉会中の調査事項について

### 2 陳情・要望書の取扱いについて

- ・ 陳情書（市場問題の早期決着に向けての調査のお願い）・・・ **資料1**
- ・ 山陽小野田市地方卸売市場についての陳情書・・・ **資料2**  
調査委員会を産業建設常任委員会に決定した。（既に審査開始）

令和 2 年 12 月 2 日

山陽小野田市議会  
議長 小野 泰 様

山陽小野田市小野田 3929 C-202

樋口 晋也

## 陳情書

## 主文

行政のチェック機関として議会における調査能力を発揮し、事実の解明によって市場問題の早期決着にご尽力願いたい。

状況に応じては 100 条委員会による強制捜査も視野に入れ調査願います。

## 内容

小野田中央青果株式会社の顧問税理士の役にある税理士の参考人招致の実施

## 理由

小野田中央青果が自社の決算書について調査依頼をしました税理士によると、その決算書を見て「会社としての態をなしていない」との報告書が上がってきておりますことはご承知の通りです。

そのような不透明といわれる決算であるにも関わらず市議会においては小野田中央青果の顧問税理士の参考人招致がなされていないことは不十分であると考えます。

中央青果前社長である氏は参考人として出席しその議事録も公開されているにも拘らず、です。

税理士は長年小野田中央青果の決算書作成に直接関わっており、経理に関わる不明瞭な「会社としての態をなしていない」状況について説明する義務があるのではないのでしょうか。税理士の話を聞かず前社長の証言だけでは不正があると言われる経理の実態解明は到底無理であることは明白です。

また何よりも税理士は第三セクターの顧問税理士という公的立場にいらっしゃいますので、当然のこととして公開の中で参考人として意見陳述を求められるものであることだと考えます。

## 補足説明

尚、本件は市場問題における重大な陳情でありますので議会に置かれましては速やかに取り組まれますことをお願いいたします。

以上



令和2年12月2日

山陽小野田市議会  
議長 小野 泰 様陳情者  
山陽小野田市大字小野田541番地  
徳富 淳

## 山陽小野田市地方卸売市場についての陳情書

## 要旨

第3回山陽小野田市地方卸売市場関係者説明会を経て生じた疑問点等について、調査及び報告をお願いいたします。

先般11月10日(火)に開催されました、第3回山陽小野田市地方卸売市場関係者説明会に私も山陽小野田市民の一人として、又市内事業者及び仲買人組合副会長として、出席させていただきました。

説明会では「公開質問状」が出され別添資料①②の質問に於いては、山陽小野田市地方卸売市場条例第57条違反の事実が認められ、また同時に行政の黙認も事実として明白になりましたが後日行政側の発言が監督指導不足に変わる等、発言の揺れや責任の明確化を避けているような態度等が見受けられ、今後の市場運営が公正・安定的に行われるとの安心感を得られる結果とは為りえませんでした。

ここで生じた3つの疑問点について調査及び報告をお願いいたします。

- (1) 黙認と監督指導不足の違いを行政内部の定義として明文化し、上記事案が黙認と監督指導不足いずれに該当するかお答えください。  
合わせて黙認と監督指導不足の場合、それぞれ該当関係職員の処遇、処分はどうあるべきか、行政としての考えをお聞かせください。
- (2) 開設者として法令遵守の基本理念の認識について明文化ください。
- (3) 市場内の施設が長期間に亘り使用されていた事は事実として明白ですが、業者と行政がどのような関係であったのかお答えください。

## 別添資料「公開質問状」④について

小野田中央青果(株)は第3セクターであり、赤字補填名目での山陽小野田市からの(補助金)出金は市民の税金が原資となっています。

これを踏まえ以下の3点について調査及び報告をお願いいたします。

- (1) 入金後使途の確認追跡調査はされなかったのかお答えください。
- (2) 市場監督者としての責務や任務は全うできたのか、職務遂行は公平かつ正当性があったといえるのかお答えください。
- (3) 今後は司法の場で審議が行われますが、本事案は公務員としての信用失墜に該当しないのか考えをお答えください。

以上6点について調査及び報告をお願いいたします。

小野田中央青果(株)の破産に至った経緯と行政の関わりを明白にし、この教訓を糧とすることは、今後の健全な市場運営に必要な不可欠な事であると考えています。

本陳情を受け、市場監督者としての行政のあり方を、今一度振り返っていただくようお願いすると共に、新生地方卸売市場の正常化と存続を切に願っています。

なお本陳情書をホームページ等で公開される際は、個人名や団体名にご配慮願います。



**①参考資料**

第57条関係

地方卸売市場施設（売り場）の現状変更承認申請書

平成27年6月11日

山陽小野田市長 白井 博文 様

住 所 山陽小野田市大字西高泊1-184番地の1  
 氏 名 小野田中央青果株式会社  
 代表取締役 藤 永 誠

虚偽の申請にて  
 建立は [REDACTED] 新  
 No.2 [REDACTED]  
 No.1は (無断設置)  
 (冷蔵庫)

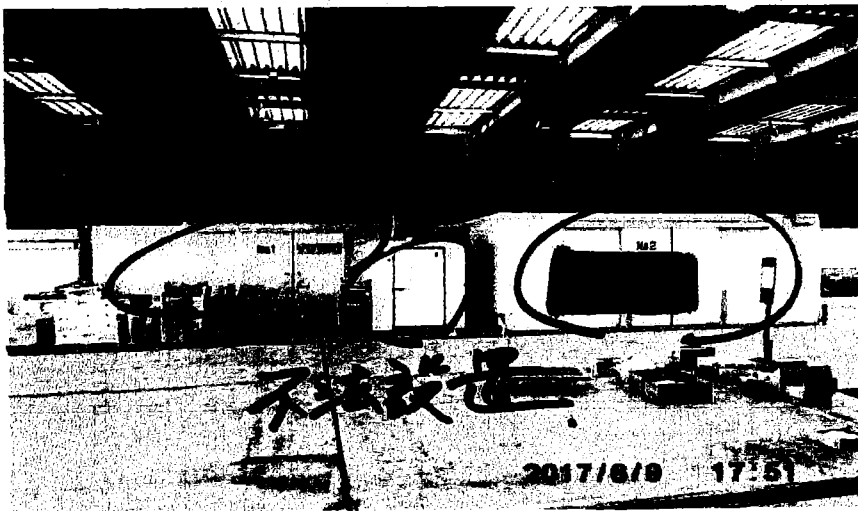
別紙のとおり、市場施設（売り場）内に構築物を設置したいので、別紙仕様書及び見積書を添えて申請します。

なお、承認の上は、山陽小野田市地方卸売市場条例及び同条例施行規則を厳守し、既存の市場施設を汚損せず、市場の美観を害さず、市場施設明渡しの際には、自費を持って現状に服することを誓約します。

記

構築物の種類	冷蔵庫
面 積	48.6㎡
工事期間	6月中旬から7月上旬

以 上



②参考資料

第56条関係

地方卸売市場施設（会議室）の使用承認の申請について

平成28年8月29日

山陽小野田市長 白井博文様

住所 山陽小野田市西高泊 1184-1

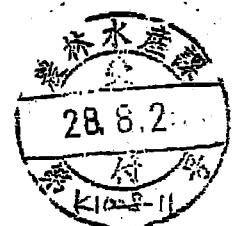
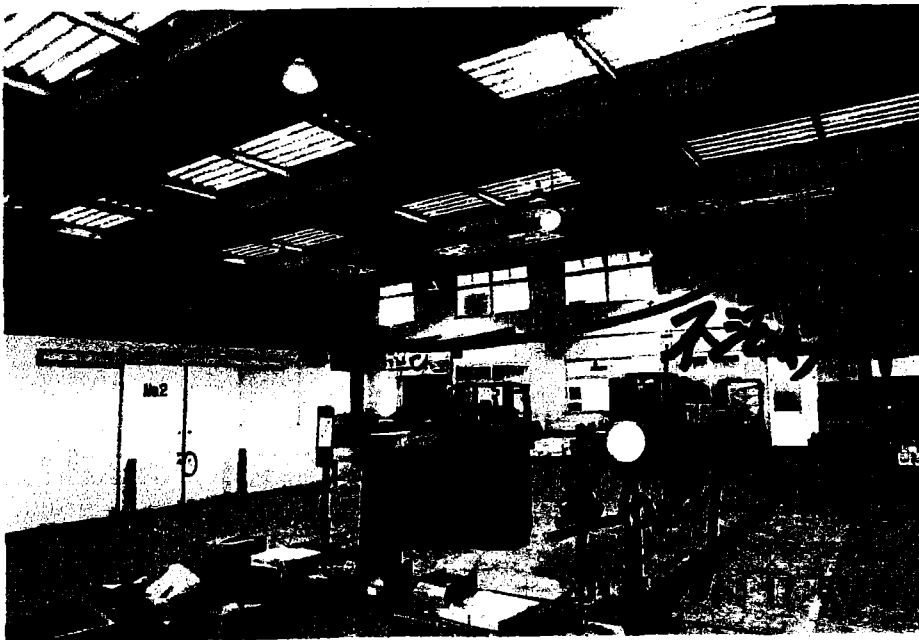
氏名 小野田中央

代表取締役

次のとおり、地方卸売市場施設（会議室）を使用したいので申請します。

なお、承認の上は、山陽小野田市地方卸売市場条例及び同条例施を遵守し、既存の市場施設を汚損せず、又は市場の美観を害さず、市場施設明渡しの際には自費をもって原状に復すことを誓約します。

施設	市場会議室
使用期間	平成28年9月1日～平成29年3月31日



平成28年7月29日

山陽小野田市地方卸売市場

管理事務所 所長 高橋敏明様

小野田中央青果株式会社

代表取締役 藤 永

### 市場会議室の賃借について

平素は、当社運営において格別のご指導・ご支援を賜わりお礼申し上げます。

さて、当社では取扱い増大のため、数年前から夏場を中心に北海道・島根など農産物の流通拡大を図っています。

については、その農産物の流通量の拡大に伴う事務の効率化・事務所機能の強化を図りたく、2階会議室の賃借についてご検討くださいますようお願いいたします。



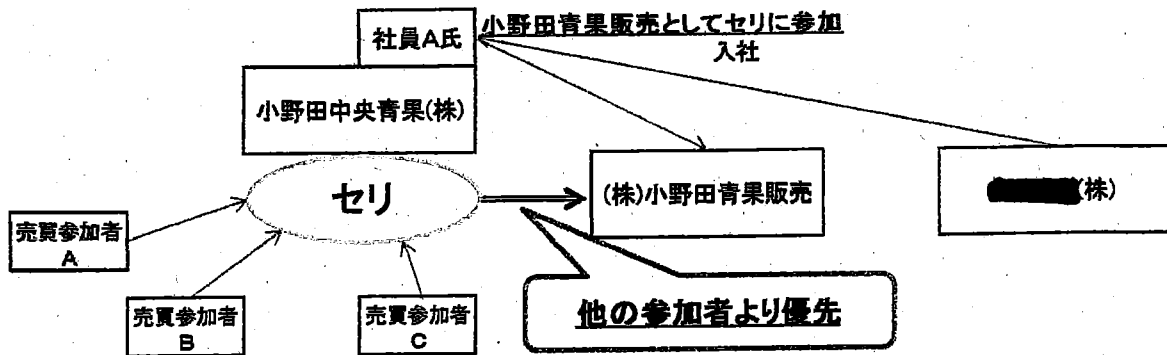
関係者 各位

組合長  
他 関係者一同

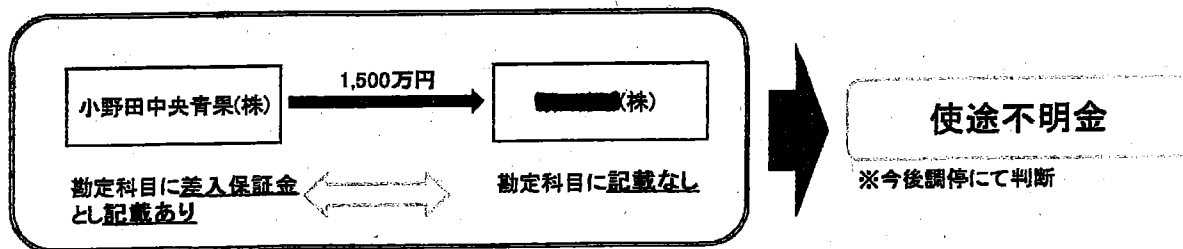
### 公開質問状

■■■■(株)社の旧山陽小野田市地方卸売市場内における営業実態について  
下記4点の説明を要望いたします。

- ①卸売り場内への冷蔵庫無許可設置(違法設置)について。
- ②2階会議室を無許可にて事務所とし違法に使用した件について。
- ③■■■■(株)■■■■社長の要望により、元■■■■(株)社員A氏が小野田中央青果(株)へ入社。その後実体のない会社である(株)小野田青果販売を利用した違法取引(営業妨害)等を実施し、市場関係者に損害を与えた件について。  
(株)小野田青果販売:買受人NO. 115)



④小野田中央青果(株)から■■■■(株)■■■■社長へ、不透明な1,500万円の出金があり、今後裁判所での調停により判断が下される件について。



以上、4件について明確な回答を要望いたします。  
なお回答は多くの関係者が参加されている、この場にてお願いします。